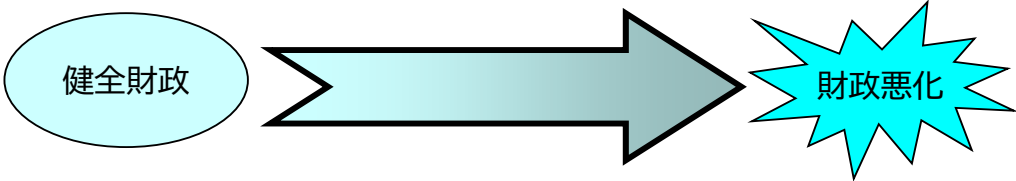
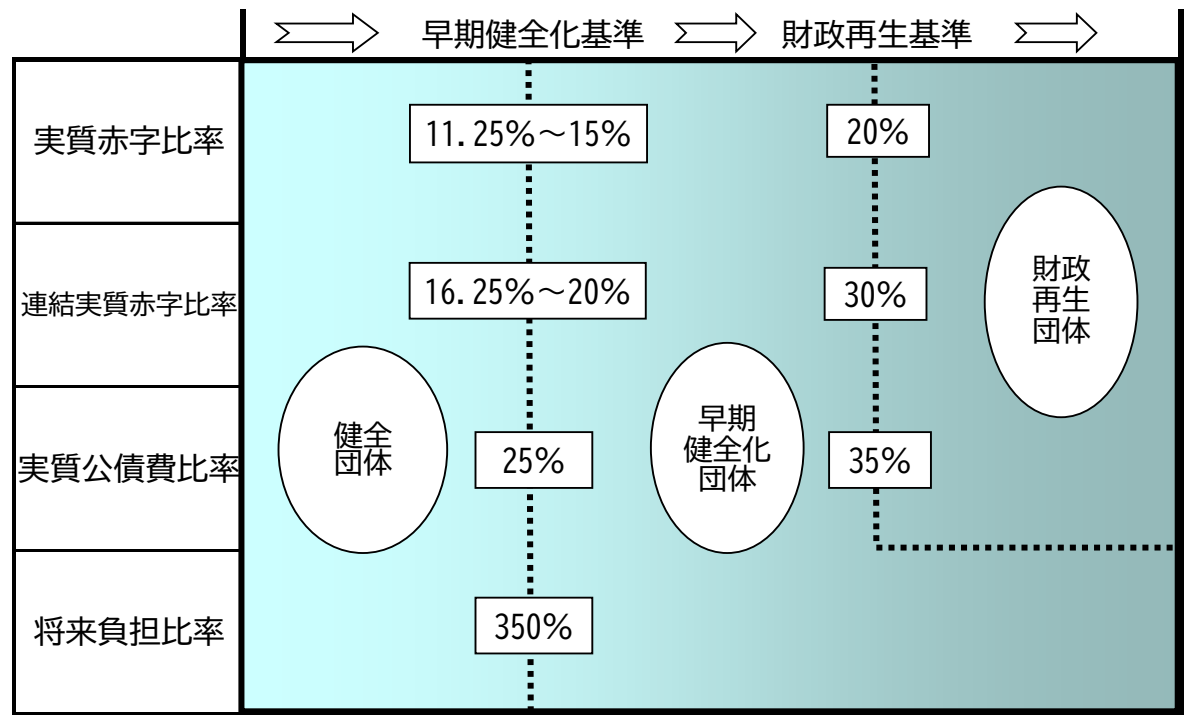


地方公共団体の財政健全化判断比率

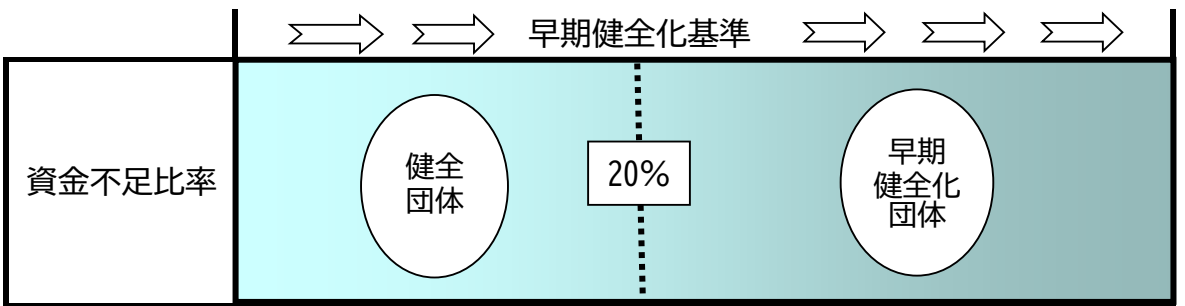
地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」により財政健全化を判断する比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が設定されており、公表が義務付けられています。

各比率には健全化を判断する基準が設定されており、その基準を超える団体は、早期健全化団体あるいは財政再生団体となり、早期健全化計画、財政再生計画の策定が義務付けられています。

《財政健全化判断比率等の対象会計のイメージ》



《公営企業会計の経営健全化基準のイメージ》



【財政健全化指標】

<実質赤字比率>

福祉や教育、ごみの収集、道路・公園の整備などのサービスを市税収入で賄うことを基本とする一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合。

[一般会計における赤字額／標準財政規模×100] (%)

区 分	令和6年度	令和5年度
実 質 赤 字 比 率 %	—	—
(参考)黒字額の比率	△ 2.14	△ 2.07
早 期 健 全 化 基 準	11.25	11.25

(注)赤字額がないため「-」で表示する。

<連結実質赤字比率>

市の全ての会計の収支（黒字や赤字）を合算した際に、
に占める割合。

[市全体の赤字額／標準財政規模×100] (%)

区 分	令和6年度	令和5年度
連結実質赤字比率%	—	—
(参考)黒字額の比率	△ 16.18	△ 14.50
早 期 健 全 化 基 準	16.25	16.25

※赤字額がない場合は、「-」で表示

<実質公債費比率>

地方債の償還金やそれに相当する準元利償還金（公営企業に対する繰出金や債務負担行為による支出のうち公債費に準ずるもの）が標準財政規模に占める割合。

[一般会計が負担した地方債等の償還額／標準財政規模×100]

(%)

区 分	令和6年度	令和5年度
実質公債費比率%	△ 0.3	△ 0.6
大阪府内都市平均 (除く政令市)		
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0

※各年度の数値は3か年平均

<将来負担比率>

地方債やそれに相当する借入金、退職手当支給予定額など、将来支払う負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。

[一般会計が負担すべき地方債残高等の将来負担額／標準財政規模×１００]

(%)

区 分	令和６年度	令和５年度
茨 木 市	－ (△20.0)	－ (△29.4)
大阪府内都市平均 (除く政令市)		
早 期 健 全 化 基 準	350.0	350.0

※将来負担額が生じない場合は、「－」で表示

※（ ）内の数値は、将来負担額を上回る充当可能財源の比率

<資金不足比率>

公営企業ごとの資金不足額が事業規模（料金収入規模）に占める割合。

[企業会計ごとの資金不足額／料金収入×１００] (%)

区 分	令和６年度	令和５年度
水 道 事 業	－	－
下 水 道 等 事 業	－	－
経営健全化基準	20.0	20.0

※水道・下水道会計とも資金不足額がないため「－」で表示